

公立高校改革リーディング事業伴走支援業務に関する質疑回答について

No.	質問事項	該当箇所	内容	回答
1	共同体で参加する場合の参加資格について	募集要領 3 参加資格	共同企業体で参加する場合、構成員全員が「3 参加資格」の各要件をすべて満たしている必要がありますか。それとも、代表事業者が満たしていれば参加可能でしょうか。	構成員全員が「3 参加資格」の各要件をすべて満たしている必要があります。
2	応募書類(正本・副本)の提出対象範囲および副本の匿名化の要否について	募集要領 4 参加手続(3)ウ 7 応募書類(1)	提出部数について「正本1部、副本5部」と規定されていますが、募集要領「7(1)提出書類」に掲げられている書類(ア～サ)のすべてについて、正本1部・副本5部の作成・提出が必要でしょうか。あるいは、副本5部が必要なものは「企画提案書(様式2)及び詳細資料」「価格提案書(見積書)」等の提案内容に関する書類のみでしょうか。また、副本5部について、社名を伏せる等の匿名化をする必要がありますでしょうか。それとも、正本・副本ともに事業者名等を記載した同一の仕様で提出してよろしいでしょうか。	提出書類ア～サのすべてについて、正本1部、副本5部提出してください。副本5部について、正本と同一の仕様で提出してください。
3	共同体で参加する場合の提出書類について	募集要領 7 応募書類(1)ア～キ	「7 応募書類(1)提出書類ア～キ」の各種様式は、代表企業が1部提出するのか、構成員全員がそれぞれ提出するのか等、提出ルールについてご教示ください。	代表企業(以下、代表構成員という。)が正本1部、副本5部提出してください。なお、共同企業体で参加する場合の指定がある提出書類ケ及びコのほか、オ及びカについても、参加資格を確認するため、構成員全てについて添付してください。
4	各提出様式における押印の種類および押印位置について	募集要領 7 応募書類(1)ア及びイ	提示されております様式1・2において、押印位置の指定が以下のとおり異なっております。 様式1(参加表明書):「代表者役職・氏名」の横に「印」表記 様式2(企画提案書):「名称(法人の場合)」の横に「印」表記(「代表者名」の横には表記なし) 各様式で捺印すべき印鑑の種類(社印、代表者印、実印等)に指定や使い分けの基準がございましたらご教示ください。	参加表明書(様式1)については、代表者印を捺印してください。企画提案書(様式2)については、法人の場合は法人印、個人の場合は個人印を捺印してください。本件においては、参加表明書(様式1)は契約の相手方を選定する手続きに係る応募書類の鑑文であること、企画提案書(様式2)は参加表明書(様式1)の附属文書であることを踏まえて種類を指定しています。
5	企画提案書の取り扱いについて	募集要領 7 応募書類(1)イ及び(2)	企画提案書(様式2)を提案書の表紙として使用し、その後に提案内容の本文を添付して提出することで差し支えないでしょうか。	募集要領に記載のとおり、企画提案書(様式2)及び提案内容の詳細がわかる資料をご提出ください。
6	企画提案書に添付する提案内容の詳細がわかる資料の様式について	募集要領 7 応募書類(1)イ及び(2)	企画提案書(様式2)に添付する「提案内容の詳細がわかる資料」について、①用紙サイズ・向き(A4縦又はA4横)、②頁数の上限、③カラー印刷・両面印刷の可否について、指定がありましたらご教示ください。特段の指定がない場合は、いずれも任意という理解でよろしいでしょうか。	指定はありません。
7	類似業務の実績一覧に記載できる実績の範囲について	募集要領 7 応募書類(1)エ	共同企業体で参加する場合、類似業務の実績一覧は代表企業のみの実績を提出すれば良いでしょうか。	構成員が今回担当する業務を共同企業体届出書等に記載いただいた上で、当該業務と類似する実績については代表構成員以外の実績をご提出いただいで結構です。
8	使用印鑑届について	募集要領 7 応募書類(1)キ	使用印鑑届(様式4)を拝見すると、最後の代表者の職・氏名の欄の右に、角印と丸印が並べて記載されていますが、どちらも押印する必要がありますでしょうか。(どちらか一つでも問題ございませんでしょうか。)	法人の場合は法人印と代表者印の両方を捺印してください。個人の場合は個人印のみ捺印してください。
9	共同企業体で参加する場合の提出様式について	募集要領 7 応募書類(1)ク	(ア)共同企業体届出書、(イ)共同企業体協定書及び(ウ)委任状について、様式がWebページに掲載されておきませんが、こちらの様式があればご提示ください。	様式は任意とします。 (ア)共同企業体届出書及び(ウ)委任状については、様式が定められた過去例(参考様式)も参考にしてください。(ア)及び(ウ)については一つの様式で兼ねても結構です。
10	企画提案書における「個人の情報」記載制限の趣旨について	募集要領 7 応募書類(2)	「真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと」とされておりますが、本規定の趣旨は、外部有識者による審査の公平性確保の観点によるものでしょうか、それとも個人情報保護の観点(第三者の個人情報応募書類に含まれることを防ぐ趣旨)によるものでしょうか。前者の場合、担当者の氏名・経歴等、業務実施体制の実現性を示すために必要な範囲での記載は「真に必要な場合」に該当し許容されるという理解でよろしいでしょうか。	規定の趣旨は、個人情報保護のためです。
11	プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法について	募集要領 8 評価方法等(2)	プレゼンテーション及びヒアリングについて、別途通知されるのとことですが、以下の観点について可能な範囲でご回答をお願いします。 ①プレゼンテーション及びヒアリングに係る各制限時間 ②出席可能人数の上限 ③オンラインあるいは現地での実施 ④現地実施の場合、府において用意いただける機材(プロジェクター、スクリーン、HDMI接続等)の有無 ⑤共同企業体で参加する場合の代表企業以外の出席要否	①プレゼンテーション及びヒアリングに係る制限時間は未定です。 ②出席可能人数について特に制限を設ける予定はありません。 ③オンラインでの実施を予定しています。 ⑤構成員の出席については、提案者に委ねます。
12	効果検証に要する経費の内数	仕様書 6 業務内容④	業務内容④の改革目標(KPI)の達成度検証のために生徒・教職員を対象とする調査を実施する場合の調査ツールの利用料・集計分析費は、いずれも委託上限額の内数という理解でよろしいでしょうか。	はい、御認識のとおりです。
13	普及支援(教員研修等)の想定規模と経費負担について	仕様書 6 業務内容⑤	業務内容⑤の「教員研修等の普及体制構築の支援」について、研修等の開催回数・規模並びに会場の確保及び参加者の旅費の負担区分について、府として現時点で想定されているものがあればご教示ください。特段の想定がない場合は、提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	研修等の開催回数・規模については、提案者に委ねます。会場の確保について費用が発生する場合は、原則として受託者の負担としますが、府総合教育センター等の府有施設の活用も考えられます。研修参加者が府立学校の教職員である場合、旅費は府が負担します。

14	共同企業体で参加する場合の「府内企業」評価の判定について	評価基準 客観的評価項目「府内企業」	共同企業体で参加する場合、「府内企業」の評価は、①代表構成員の所在地により判定されるのか、②構成員のいずれかが京都府内に本店又は支店・営業所等を有していれば当該区分により評価されるのか、いずれの取扱いとなりますでしょうか。	構成員のいずれかが「府内企業」の評価の対象に該当していれば、当該区分により評価されます。
15	業務の一部再委託および手続き等について	委託契約書(案) 第17条 再委託等の禁止	再委託等の禁止について、委託契約書(案)第17条では「あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない」とされておりますが、企画提案書において再委託の対象範囲および再委託先を明記して提案し採択された場合、事前承諾を得たものとみなされますでしょうか。	プロポーザル方式は契約の候補者を選定するための方式であり、候補者は企画提案の総合点により選定します。 そのため、候補者として選定された場合であっても、再委託等については、改めて、あらかじめ府教育委員会の承諾を得る必要があります。